

そう簡単には原発再稼働などできない

小坂正則

これからの原発は動いたり止まったりを繰り返す

高浜原発3、4号機が今年の1月29日に動き出しましたが、これまでに高浜原発は仮処分勝ったり負けたりが繰り返されていたのです。昨年4月14日に福井地裁で樋口裁判長は運転禁止の仮処分命令を下したのですが、関西電力はすかさず異議申し立てを行い、その年の12月24日に仮処分が取り消されて、今年の1月29日に再稼働したのです。しかし、僅か1ヵ月そこそこ動いただけで、3月9日には大津地裁山本裁判長によって、再度運転禁止の仮処分が出されて、翌日の10日には止まってしまったのです。関西電力は大津地裁へ異議申し立てを行いましたが、同じ山本裁判長は今年の7月12日に棄却の決定を下しました。現在、大阪高裁で仮処分は争われています。

意外に知られていませんが、実は大津地裁での仮処分は2014年11月27日に第一回仮処分棄却の決定を山本裁判長は出していました。その理由として、「原子力規制委員会がいたずらに早急な新規規制基準適合と判断して再稼働を容認するとは到底考えにくい」という理由で棄却されたのです。しかし、滋賀県民は昨年1月30日に2回目の仮処分を大津地裁に申し立てたところ、同じ山本裁判長により日本で最初の動いている原発を止める仮処分が出たのです。転んでも転んでも起き上がる「おきあがりこぼし」のような住民の執念が実を結んだのです。

川内原発も振り出しに戻る可能性が高い

川内原発は鹿児島県民を中心に仮処分を申し立てましたが、残念ながら昨年4月22日に鹿児島地裁で仮処分棄却の決定がなされて、高裁宮崎支部に抗告していましたが、これも今年の4月7日には棄却の決定がなされました。そんな住民の連敗が続いた中で、7月10日の鹿児島県知事選で野党統一候補の三反園訓知事が誕生して、8月26日に九州電力瓜生社長へ「運転停止の申し入れ」を行ったのです。この申し入れに対して瓜生社長は「受けられない」と回答しましたが、10月には1号機が、12月には2号機が定期点検で止まります。そこで定期点検の後に再稼働ができるかできないかが大きな山となるでしょう。県知事の同意がなければ再稼働ができないからです。三反園鹿児島県知事の本気度が試されています。知事が本気で止めようと思えば、この冬には川内原発も止まってしまうのです。

来年の春には原発ゼロが実現できるかも

伊方原発を巡り、3月11日に広島地裁へ広島・長崎の被爆者の皆さんを中心にして本訴訟と仮処分が出されました。そして本訴訟が続いている松山も5月31日に仮処分を申し立てました。そして大分が最後に6月の終わりと7月の初めに仮処分を申し立てました。日本でも1つの原発を3カ所の地裁に仮処分を申し立てるとするのは初めてのことで、画期的なことです。だからマスコミも注目しているのです。



なぜなら、四国電力は全部勝たなければ動かすことができませんが、私たちは3カ所のどこかで1つでも勝てば、今動いている伊方原発は自動的に止まるのです。そんな大きなリスクを抱えている四国電力に私たちの裁判は大きな影響を与えています。伊方原発3号機が動き出したら電気料金を値下げするという方針だったものを、四電の社長は「仮処分の行方を見ながら判断する」と、少なくとも半年は値下げしないことを決めました。

来年の春まで九州電力の川内原発を三反園鹿児島知事が踏ん張って止め続けてくれたら、伊方原発3号機も止まり、また「原発ゼロ」が実現するかもしれないのです。

しかし、このまま完全に止め続けることは裁判では不可能でしょうし、県知事がどう頑張っても限界はあるでしょう。でも、伊方のたたかいや鹿児島のたたかいが全国に伝播して、至るところで仮処分の申し立てが始まり、県知事選で原発反対の知事を誕生させていけば、原発は動いたり止まったりを繰り返します。そうなれば「原発は『司法リスク』の高い発電施設であり、こんな不安定な発電施設では安定した経営はできない」ということが一般常識となり、電力会社は投資不適格企業として投資家に見捨てられるのです。あと、5～10年も私たちが頑張れば、再エネ電力の発電コストが大幅に下がり、原発を永久に葬り去ることも不可能ではなりません。

それに、熊本地震で「原発の基準地震動の見直しが必要」と規制委員会の島崎元委員長代理も声を上げてくれました。安倍政権といえども良心的な学者の声を塞ぎ続けることなど不可能なのです。